

大阪府選挙管理委員会事務局における
障がい者である職員の活躍推進計画

令和2年3月
大阪府選挙管理委員会

第1章 障がい者活躍推進計画について

1 計画の位置づけ

この計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第7条の3第1項の規定に基づき、大阪府選挙管理委員会が実施する障がい者の職業生活における活躍の推進に関する今後の取組等に関してとりまとめたものです。

2 計画の対象となる職員

この計画の対象となる職員は、大阪府選挙管理委員会が任命する職員とします。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和2年4月から令和7年3月までの5年間とします。

4 周知・公表

策定又は改定を行った計画は、全ての事務局職員に対して周知するとともに、府のホームページに掲載するなど、適切な方法で公表します。

また、この計画に基づく取組の実施状況を、毎年度、公表します。

第2章 現状と今後の取組について

1 現状

大阪府選挙管理委員会事務局においては、職員総数が12人程度の小規模な機関であり、独自に採用活動を行っていません。また、障がい者である職員の配置の実績はありません。

2 今後の取組

(1) 採用等に関する目標

大阪府選挙管理委員会事務局において、今後、計画期間中に1名の知的障がい者、精神障がい者及び難病患者を対象にした職場実習の受入れを目標とします。

職場実習は、対象者が実際の公務職場で事務補助作業等を体験することで、就労に向けた知識を習得し、技能を高めることにより、一般就労を目指すことを目的に実施します。

(2) 障がい者の活躍を推進するための環境整備

大阪府知事部局において、平成24年度に公務労働における障がい者の就労機会の拡大を図ることを目的に、行政の福祉化推進会議内に「行政の福祉化推進会議公務労働検討チーム（以下「公務労働検討チーム」という。）」を設置しています。

公務労働検討チームでは、障がい特性の把握や庁内における適職の調査研究を行うとともに、就労支援の方策を検討してきましたが、令和元年度から、大阪府選挙管理委員会事務局においても、この公務労働検討チームに参画することにより、当該チームでの研究・検討等の成果を踏まえた環境整備に努めるとともに、本委員会で障がい者を雇用した場合は、必要な措置を講じていきます。

なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に対応することとします。

(3) 障がい者の活躍を推進する体制整備

令和元年度に、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）が施行されたことに伴い、大阪府選挙管理委員会事務局課長補佐（総務担当）を障がい者雇用推進者として選任し、障がい者の活躍を推進する体制を整備しました。

(4) 障がい理解の促進

大阪府選挙管理委員会事務局職員は、障がい者や障がいに対する理解の促進と人権尊重意識の高揚を図るため、知事部局職員研修センターが実施する研修などに積極的に参加します。

(5) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

公務労働分野における障がい者の就労促進方策について、継続的に調査研究を行うとともに、障がい者である職員に対する合理的配慮の提供事例等についても情報収集に努め、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討していきます。

(6) その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）等を踏まえ、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を活用した優先調達を進めていくことにより、企業等における障がい者の活躍の場の拡大に向けた取組を推進します。